

副本

平成25年(ワ)第1356号、平成26年(ワ)第145号

九州朝高生就学支援金国家賠償請求事件

原告 甲 ほか67名

被告 国

答弁書

平成26年3月13日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中

被告指定代理人

〒810-8513 福岡市中央区舞鶴三丁目9番15号

福岡法務局訟務部(送達場所)

(電話 092-721-4576)

(FAX 092-735-1589)

部 付 早崎裕子

訟務官 田辺淳一

訟務官 岩元昭典

〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号

文部科学省初等中等教育局財務課

高校就学支援室長 水田



高校修学支援室専門官 大橋 美帆子 

高校修学支援室専門官 中村 真太郎 

高校修学支援室企画係 山本 信 

高校修学支援室企画係 出分日向子 

## 第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする

との判決を求める。

なお、本件において仮執行の宣言を付することは相當時ではないが、仮に仮執行の宣言を付する場合には、

- (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
- (2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とする」と  
を求める。

## 第2 請求の原因に対する認否

### 1 「第1 当事者」について

- (1) 「1 原告ら」について

不知。

### (2) 「2 九州朝鮮高校の概要（甲5、甲6）」について

#### ア 「(1)」について

九州朝鮮中高級学校が学校教育法134条に規定する各種学校であるといふ趣旨で認め、その余は趣旨が不明確であり認否できない。

#### イ 「(2) 学校教育法上の位置づけ、所在地等（甲5・第1章ないし第4章、甲6）」について

認める。なお、学校教育法4条1項前段は、同法134条2項によって適用されているものである。

#### ウ 「(3)、九州朝鮮高校の目的、民族教育施設としての意義」について

#### （7）第1段落について

九州朝鮮中高級学校学則（甲第5号証）1条に、原告らが引用する目

的の記載があることは認める。

(イ) 第2段落について

不知。

(ア) 第3段落について

争う。

エ 「(4) 沿革」について

九州朝鮮中高級学校が昭和31年4月に福岡県知事より各種学校の認可を受けたことは認め、その余は不知。

オ 「(5) 入学資格、生徒数、生徒の国籍等」について

(ア) 「ア 入学資格」について

九州朝鮮中高級学校学則(甲第5号証)11条に、入学資格として「1、朝鮮初級学校を卒業した者。2、日本の公立、私立小学校及び中学校を卒業した在日朝鮮人子女。3、上記の相当年齢に達し、同等以上の学力を有すると校長が認めた者。但し編入学は、学年の始めにおいて欠員のある場合に限り選考の上許可することができる。」との記載があることは認める。

(イ) 「イ 生徒数、生徒の国籍」について

不知。

カ 「(6) 九州朝鮮高校の修業年限、教育課程等」について

認める。

キ 「(7) 九州朝鮮高校卒業後の進路等」について

学校法人福岡朝鮮学園(以下「本件法人」という。)が、公立高等学校に係る授業料の不収取及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(以下「支給法」という。)施行規則(以下「本件省令」という。)1条1項2号ハに並べて指定を受けるために、同施行規則第1条第1項第2号ハの規定に基づく指定に関する規程(以下「本件規程」という。)14条に基

つき文部科学大臣に提出した申請書類（以下「本件申請書類」という。）に、九州朝鮮中高級学校の卒業生の主な進路として日本の大学等が記載されていることは認め、その余は不知。

なお、「学校教育法施行規則69項6号」とあるのは、誤記等であると思われるため、主張内容を明らかにされたい。

## ケ 「(8) 部活動その他」について

本件申講書類に、サッカーチームを除き原告らが主張する部活動が記載されていることは認め、その余は不知。

チ「(9)」について

(3) 「被告」について

認める。ただし、内閣総理大臣は、内閣を離れて単独で行政各部に対する指揮監督権を有するわけではなく、閣議にかけて決定した方針に基づいて、行政各部を指揮監督するものである（内閣法4条1項、6条）。また、「高等学校就学支援金」は、正しくは「高等学校等就学支援金」である。

2 「第2 事業の概要」について

(1) フィルムについて

平成 22 年 4 月 1 日に支給法が施行されたこと、文部科学大臣が同日付けで本件省令を定め、同年 1 月 5 日付けで本件規程を決定したこと、同月 2 8 日に朝鮮民主主義人民共和国（以下「北朝鮮」という。）が大韓民国（以下「韓国」という。）領延坪島を砲撃したこと、同月 2 4 日に菅内閣総理大臣（当時。以下同じ）が文部科学大臣に対して朝鮮高級学校についての本件省令 1 条 1 項 2 号への規定に基づく指定に係る審査を停止するよう指示したこと、平成 23 年 8 月 29 日に菅内閣総理大臣が文部科学大臣に対して上記審査を再開するよう指示したこと、文部科学大臣が、平成 25 年 2 月 20 日

に至るまで、本件申請に対する処分をしなかったこと、同日付けて本件省令  
1条1項2号ハの削除を内容とする「公立高等学校に係る授業料の不徴収及  
び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省  
令」（以下「本件改正省令」という。）を制定し、本件省令1条1項2号ハ  
を削除したこと（以下「本件省令改正」という。）、同日付けて九州朝鮮中  
高級学校を含む朝鮮高級学校について、本件省令1条1項2号ハに基づく指  
定をしない旨の処分（以下「本件不指定処分」という。）をしたこと（九州  
朝鮮中高級学校については甲第13号証）は認め、その余は否認ないし争う。  
本件法人が、文部科学大臣に対し、本件規程14条1項に基づき、本件省  
令1条1項2号ハに基づく指定を受けるための申請（以下「本件申請」とい  
う。）を行ったのは、平成22年11月29日であり、本件申請書類が文部  
科学省に到達したのは同月30日である（甲第12号証、乙第1号証）。

(2) 「2 無償化法の概要」について

ア 「(1) 目的と趣旨」について  
認める。

イ 「(2) 無償化法の規定の概要」について  
認める。

(3) 「3 就学支援金制度について」について

ア 「(1) 受給権者と制度の概要」について  
支給法2条、4条、5条、7条1項及び8条の規定文書、平成22年3  
月12日衆議院文部科学委員会において、高等学校の課程に類する課程の  
判断基準を明確にしてほしいとの質問に対し、川端文部科学大臣（当時。  
以下同じ）が原告らが引用するものと同趣旨の回答をしたこと、支給法2  
条1項5号の「高等学校の課程に類する課程」の該当性の判断は専門的、  
技術的検討を伴うために文部科学大臣の専門的、技術的判断に委ねられた  
ことは認め、支給法8条が「事務手続上の煩雑回避の観点から」規定され

ているとの点及び外国人学校では「実質的には日本の高校と同等の教育が行われている」との点は不正確であるため否認する。

イ 「(2) 純償化規則」について

本件省令が平成22年4月1日に公布、施行されたこと、本件省令1条1項2号の規定内容、本件省令1条1項2号イが、具体的には、大臣館等を通じて日本の高等学校に対応する外国の学校と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられていることが確認できるもの（民族系外国人学校）を、同号ロが、国際的に実績のある学校評価団体の認証を受けていることが確認できるもの（インターナショナルスクール）をそれぞれ指していること、支給法の国会審議において朝鮮高級学校が同号ハのカテゴリに含まれ得ることが前提とされていたことは認め、同号ハの評価をいう部分は争う。

なお、本件省令1条1項2号ハは、本件改正省令により削除された。

ウ 「(3) 規則ハ号の基準」について

認める。

エ 「(4) 規則ハ号規程の内容」について

おおむね認める。ただし、本件規程13条の規定内容は、正確には、就学支援金の授業料に係る償還の弁済への確実な充当など法令に基づく学校運営を「適正に」行うことである。

(4) 「4 九州朝鮮高校不指定の経緯」について

ア 「(1)」及び「(2)」について

文部科学大臣が平成22年11月5日付けで本件規程を決定したこと、同月23日に北朝鮮が韓国領延坪島を砲撃したこと、同月24日に菅内閣総理大臣が文部科学大臣に対して朝鮮高級学校についての本件省令1条1項2号ハの規定に基づく指定に係る審査を停止するよう指示したこと、同月25日に文部科学大臣が同審査手続の停止を発表したこと、平成23年

3月末日の時点での審査手続が停止されていたことは認め、その余は否認する。

本件法人が、本件申請を行ったのが、平成22年11月29日付けであり、本件申請書類が文部科学省に到達したのが、同月30日であることは、上記(1)で述べたとおりである。

イ 「(3)」について

認める。

ウ 「(4)」について

平成24年12月の衆議院議員総選挙において自民党政権が復活したこと、同月28日の閣僚懇談会で、下村文部科学大臣が原告らが引用するものと同趣旨の発言をし、安倍内閣総理大臣がこれを了承したこと、文部科学大臣が平成25年2月20日付けで本件改正省令を制定し、本件省令1条1項2号ハを削除したことは認め、その余の評価をいう部分は争う。

エ 「(5)」及び「(6)」について

認める。

(5) 「5 外国人学校の中で朝鮮高校のみ無償化の対象外とされていること」について

ア 第1段落及び第2段落について

認める。

イ 第3段落について

第1文については認める。ただし、本件省令改正までに、本件省令1条1項2号ハに基づく申請をしたのは、朝鮮高級学校以外では、ホライゾンジャパンインターナショナルスクール及びヨーリア国際学園の2校のみであった。

第2文については、文部科学大臣が本件改正省令を制定して本件省令1条1項2号ハを削除したことは認め、被告が朝鮮高級学校につき就学支援

金の支給の対象となる学校の指定に関する今後の審査可能性を閉ざしたとの点は否認する。

(6) 「6 本件のポイント」について

ア 「(1) 本件は在日朝鮮人社会に対する差別・偏見の現れであること」について

支給法4条において、就学支援金の受給権者が、支給対象高等学校等に在学する生徒又は学生（以下「生徒等」という。）であるとされていること、支給法8条において、支給対象高等学校等の設置者が、受給権者に代わって就学支援金を受給し、受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てることとされていること、本件不指定処分が生徒等の国籍に着目してされたものではないことは認め、その余の評価をいう部分は争う。

イ 「(2) 在日朝鮮人の問題を考えるにあたって」について

原告らの意見にわたるものであり、認否の限りでない。

ウ 「(3) 小括」について

本件不指定処分が外交上の理由によるものであるとの点は否認し、その余の評価をいう部分は争う。

(7) 「7 国内外からの批判」について

経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会が甲第17号証の仮訳の記載と問題旨の見解を示したことは認め、その余は不知。

3 「第3 寄付放置の違法性」について

(1) 「1 総論」について

争う。

なお、本件不指定処分は、九州朝鮮中高級学校の設置者である本件法人が行った本件申請に対して文部科学大臣が行ったものであり、原告番号50ないし67の申請に対しても行つたものではない。原告番号50ないし67が本件規程14条に基づく申請をした事実はない。

(2) 「2 審査・応答義務の概念」について

ア 「(1) 報告の注意義務」について

(イ) 「ア 質運法規」について

行政手続法5条ないし8条の規定文書は認める。

(イ) 「イ 本件に関する審査基準等」について

支給法が平成22年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたこと、高等学校等就学支援金の支給に関する検討会議（以下「検討会議」という。）が同年3月30日に「高等学校の課程に類する課程を置く外国人学校の指定に関する基準等について（報告）」（甲第11号証）を報告したこと、文部科学大臣が同年11月5日に本件規程を決定したこと、本件規程附則2項において、「平成22年度及び平成23年度に指定を受けようとする者についての指定の申請の期限は、平成22年1月30日とする。」と定められたこと、平成22年11月30日までに10校の朝鮮高級学校の設置者から本件規程14条1項に基づく申請があつたことは認め、その余の評価をいう部分は争う。

なお、上記(1)で述べたとおり、原告番号50ないし67が本件規程14条1項に基づく申請をした事実はない。

イ 「(2) 注意義務違反を基礎づける事実(2年2か月以上にわたる放置)」について

否認ないし争う。

上記アのとおり、原告番号50ないし67が本件規程14条1項に基づく申請をした事実はない。

ウ 「(3) 審査放置を理由とする本件処分の違法性」について

(7) 「ア 違法性判断の基準」について

宇賀克也・國家補償法188ページに、原告らが引用するものと同趣旨の記載があることは認め、その余の評価をいう部分は争う。

## (イ) 「イ 相当期間の認定方法」について

行政手続法6条の規定文言、文部科学大臣が本件規程14条1項の申請に対する処分をするまでの標準処理期間を定めていなかったことは認め、その余は争う。

- (ウ) 「ウ 9か月ないし13か月で処分がなされていること」について  
ホライゾンジャパンインターナショナルスチールは、本件規程14条1項に基づく申請から約9か月で本件省令1条1項2号ハに基づく指定を受け、コリア国際学園は、同申請から約6か月で同指定を受けている。

(エ) 「エ 相当期間は13か月である」について  
争う。

(オ) 「オ 特別の事情の不尋常」について

争う。

(カ) 「カ 小括」について

争う。

## 4 「第4 規則ハ号の削除及び不指定の違法性」について

## (イ) 「1 被侵害利益」について

ア 「(イ) 総論」について

争う。

## イ 「(2) 平等権(憲法14条、26条)」について

憲法14条1項、憲法26条1項、世界人権宣言26条、經濟的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(以下「国際人権A規約」という。)2条2項及び13条2項、市民的及び政治的権利に関する国際規約(以下「国際人権B規約」という。)26条、児童の権利に関する条約2条1項及び28条1項並びにあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(以下「人種差別撤廃条約」という。)5条(e)(iv)の各条項の規定が存在することは認め、評価をいう部分は、本件省令改正及び本件不指定処分が

憲法ないし条約に違反するとの趣旨であれば、争う。

ウ 「(3) 犯償化法で具体化された権利」について

(7) 「ア 総論」について

争う。

(1) 「イ 中等教育の授業料について経済的援助を受ける権利（憲法26条）」について

国際人権A規約13条2項(b)の規定内容、日本国とマダガスカルのみが同規定について留保していたこと、平成22年3月31日に支給法が公布されたことは認め、評価をいう部分は、本件省令改正及び本件不指定処分が憲法26条に違反するとの趣旨であれば、争う。

なお、我が国は、平成24年9月11日に、国際人権A規約13条2項(b)の規定に付した留保を撤回している。

(4) 「ウ 民族教育の授業料について経済的援助を受ける権利（各種国際人権条約、憲法13条、26条）」について

憲法13条が個人の尊重を規定していること、国際人権B規約27条が原告らが引用するものと同趣旨の規定をしており、児童の権利に関する条約30条もこれと同趣旨の規定をしていること、民族的、宗教的及び言語的マイノリティに属する人々の権利に関する宣言（以下「マイノリティ権利宣言」という。）4条3項の規定内容（ただし、原告らの引用は不正確である。）、憲法前文及び98条2項が国際協調主義を規定していることは認め、評価をいう部分は、本件省令改正及び本件不指定処分が憲法ないし条約等に違反するとの趣旨であれば、争う。

エ 「(4) 小括」について  
争う。

(2) 「2 違憲・違法性」について

ア 「(1) 国の行為の不合理性」について

(7) 「ア」について  
平成22年11月23日に北朝鮮が韓国領延坪島を砲撃したこと、同月24日に菅内閣総理大臣が文部科学大臣に対して朝鮮高級学校についての本件省令1条1項2号への規定に基づく指定に係る審査を停止するよう指示したことは認める。

(イ) 「イ」について

平成23年8月29日に菅内閣総理大臣が文部科学大臣に対して朝鮮高級学校に対する審査手続を再開するよう指示したこと、同月30日にホライソン・ジャパンインターナショナルスクールが、同年12月2日にコリア国際学園が支給対象外国人学校の指定を受けたこと、文部科学大臣が、平成25年2月20日に至るまで、朝鮮高級学校の設置者からの本件規程14条1項に基づく申請に対する処分をしなかったことは認め、「2013年（平成25年）2月に至るまで、朝鮮高校のみ規則ハ号に基づく申請に対する審査を受けられない状態が続いた。…（中略）…これが政治的意図に基づくものであることは明らかである。」との点は否認する。

(ウ) 「ウ」について

文部科学大臣が平成25年2月20日に本件改正省令を制定し、本件省令1条1項2号ハを削除したこと、これにより朝鮮高級学校が同号ハに基づく申請をすることはできなくなつたことは認め、その余は争う。

(エ) 「エ」について

支給法が、どのような各種学校を高等学校の課程に類する課程を置くものとして就学支援金支給の対象学校とするかの判断を文部科学大臣に委任し、それを文部科学省令において定めることとしているのは、その正確や評価方法等について専門的、技術的な検討を要するからであること、本件省令1条1項2号イ及びロの規定内容、本件省令1条1項2号

イが、具体的には、大使館等を通じて日本の高等学校に対応する外国の学校と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられていることが確認できるもの（民族系外国人学校）を、同号ロが、国際的に実績のある学校評価団体の認証を受けていることが確認できるもの（インターナショナルスクール）をそれぞれ指していること、文部科学大臣が本件規程の公示時に原告らが引用するものと同趣旨の談話を作成したことは認め、その余の評価をいう部分は争う。

(オ) 「オ」について

本件省令1条1項2号ハに基づく申請をした外国人学校の設置者たち不指定処分を受けたのは朝鮮高級学校の設置者のみであることは認め（ただし、本件省令改正前までに、本件省令1条1項2号ハに基づく申請をしたのは、朝鮮高級学校以外では、ホライソンジャパンインターナショナルスクール及びヨーリア国際学園の2校のみであった。）、その余の評価をいう部分は争う。

(カ) 「カ」について

「高等学校の課程に類する課程を置く外国人学校の指定に関する基準等について（報告）」（甲第11号証）に、原告らが引用するものと同趣旨の記載があることは認め、その余の評価をいう部分は争う。

イ 「(2) 規則ハ号を前提にした本件処分の違法性」について

支給法の国会審議において朝鮮高級学校が本件省令1条1項2号ハへのカテゴリに含まれ得ることが前提とされていたこと、文部科学大臣が平成25年2月20日に本件不指定処分をしたことは認め、九州朝鮮中高級学校が本件規程における指定の基準をすべて充たしていたとの点は争う。

ウ 「(3) 本件処分後の不作為の違法性」について

争う。

(3) 「3 小括」について

争う。

5 「第5 捜査論」について

争う。

6 「第6 最後に」について

第1項は原告らの意見にわたるものであり、認否の限りでない。

第2項は争う。

第3 被告の主張

追って提出する準備書面により明らかにする。

以上